

もくじ

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ	3
--------------	---

主な保険用語のご説明	5
------------------	---

お知らせとお願い	7
----------------	---

生命保険募集人	7
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	7
元本欠損が生じる場合	8
保険金額などの削減	8
生命保険契約者保護機構	8
当社の組織形態	10
ご契約のお申込みの際の留意点	10
本人特定事項などの確認	10
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	10
支払査定時照会制度	11
プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	12

商品のしくみ	13
--------------	----

年金原資保証型変額個人年金保険（14）	13
運用期間中年金支払移行特約	15
死亡給付金等の年金払特約	16

死亡給付金および年金などのお支払い	17
-------------------------	----

死亡給付金のお支払い	17
年金のお支払い	17
定期給付金のお支払い	18
運用成果払出金のお支払い	19
死亡給付金、年金および定期給付金をお支払いできない場合	20

ご契約に際して	21
---------------	----

告知	21
ご契約内容などの確認	21
ご契約の成立と保障の責任開始期	21

ご契約後について	22
----------------	----

解約と解約返還金	22
基本保険金額の減額	23
被保険者による保険契約者への解約の請求	23
死亡給付金受取人によるご契約の存続	23
年金支払開始日の繰延べ	24
特別勘定の廃止に伴う積立金の移転	24

特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い	25
保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更	26
ご契約内容の変更手続き	27
年金、死亡給付金または定期給付金のご請求方法	27
年金、死亡給付金または定期給付金のお支払期限	28
死亡給付金のご請求手続きの流れ	29
年金、死亡給付金または定期給付金の請求訴訟	30
保険契約者への情報提供	30
生命保険と税金	31

特別勘定と資産運用 33

特別勘定	33
特別勘定群	33
投資リスク	33
特別勘定における資産運用	34
特別勘定の種類と投資方針	34

お客さまにご負担いただく諸費用 35

お客さまにご負担いただく諸費用	35
-----------------	----

約款・特約条項 「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 36

年金原資保証型変額個人年金保険（14）	36
---------------------	----

特約条項 53

運用期間中年金支払移行特約	53
死亡給付金等の年金払特約	59

説明事項ご確認のお願い 裏表紙

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味が
わからない

主な保険用語のご説明

5ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回など)

7ページ

申込みの手続きに
ついて知りたい

ご契約のお申込みの際
の留意点

10ページ

いつから保障が開始
されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の
責任開始期

21ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて
知りたい

商品のしくみ

13ページ

保障内容について 知りたい

死亡給付金、年金、定期
給付金および運用成果
払出金のお支払い

17 ページ

死亡給付金などが 受け取れない場合に ついて知りたい

死亡給付金、年金および
定期給付金をお支払い
できない場合

20 ページ

死亡給付金などの 請求の流れについて 知りたい

年金、死亡給付金または
定期給付金のご請求方法

27 ページ

死亡給付金のご請求
手続きの流れ

29 ページ

保険を解約したい

解約と解約返還金

22 ページ

年金受取人または 死亡給付金受取人を 変更したい

保険契約者、年金受取人
および死亡給付金受取人
などの変更

26 ページ

住所や名前が変わった

ご契約内容の変更手続き

27 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

31 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

㊦ 一時払保険料充当金

ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

一般勘定

一般的に、一定の給付が保証され、資産運用に際しても安全性が重視される定額保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、特別勘定とは明確に区分され、管理・運用されています。

㊧ 運用期間

契約日から年金支払開始日の前日までの期間のことです。

運用成果確定日

契約日の1年後における年単位の契約応当日から運用期間の満了日までにおいて、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達した日のことです。

運用成果払出金

契約日の1年後における年単位の契約応当日から運用期間の満了日までにおいて、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達した場合に、そのつどお支払いするお金のことです。

㊨ 解約返還金

ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。

㊩ 基準価額

特別勘定の1口あたりの価格のことで、個々の特別勘定ごとに毎日計算されます。

基本保険金額

死亡給付金、定期給付金および運用成果払出金を支払う場合ならびに年金原資額を定める場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。

㊪ □

特別勘定における保険契約者の持ち分の単位のことです。

㊫ 契約応当日

保険期間中に迎える契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日といったときは毎年の契約日に対応する日をさします。

契約年齢

ご契約の際の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

契約日

契約年齢・運用期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日（＝当社の責任が開始される日から起算して8日後となる日または当社が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日）となります。

㊬ 後継年金受取人

年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する人のことです。

告知

ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。

㊭ 最低保証定期給付金額

定期給付金を支払う場合に基準となる金額のことで、基本保険金額に最低保証定期給付率を乗じた金額となります。

最低保証定期給付率

最低保証定期給付金額を定める場合に基準となる率のことで、契約日における性・年齢別に定まります。

㊮ 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。この保険では基本保険金額が最低保証されます。

死亡給付金受取人

死亡給付金を受け取る人のことです。

主契約

保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。

㊟

責任開始期

当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。

㊦

積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち個々の保険契約にかかわる部分のことで、積立金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）し、保有口数に基準価額を乗じて計算します。

㊧

定期給付金

定期給付金支払日の前日の満了時または運用期間の満了時に被保険者が生存しているときに、そのつどお支払いするお金のことです。定期給付金額は最低保証定期給付金額を下回りません。

定期給付金支払日

運用期間中における契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日のことです。

㊨

特別勘定

一般的に、変額保険にかかわる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかわる資産（勘定）とは明確に区分され、独立して管理・運用されています。

特約

主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。

㊩

年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお金のことです。

年金受取人

年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者になります。

年金現価

将来の年金をお支払いするのに必要な積立金のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。

年金原資額

年金の原資のことで、この保険では基本保険金額と同額が最低保証されます。

年金支払開始日

被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日のことです。ただし、年金支払開始日の繰延べが行われた場合は、保険契約者にご指定いただいた日となります。

㊪

被保険者

その人の生死などが保険の対象とされる人のことです。

日末

ご契約に関する事務処理が終了し、基本保険金額や積立金額など当該契約のその日における内容がすべて確定した時点のことです。

㊫

保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人のことです。

保険証券

ご契約の基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険料

保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。

保有口数

特別勘定における保険契約者の持ち分のことです。

㊬

約款

ご契約からご契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社あての書面での郵便によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。

1 申出方法

- お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（はがき、封書（※））により下記住所あてお申し出ください。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

- 書面には、以下をご記入ください。

- ①お申込みの撤回などをする旨
- ②お申込者などの氏名（自署）
- ③ご住所・電話番号
- ④一時払保険料充当金の金額
- ⑤一時払保険料充当金返金口座（お申込者などの本人口座）

■記入例

第一フロンティア生命保険株式会社 御中

①私は契約の申込みの撤回を行います。

②第一 ^{ダイイチ タロウ} 太郎

③〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○

④○, ○○○, ○○○ 円

⑤○○銀行 ○○支店 普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

2 取扱いができない場合

- つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。
 - ①ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合
 - ②債務履行の担保のための保険契約である場合

3 その他

- 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回などの書面の発信時に死亡給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、お申込者などが死亡給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

この保険は、投資リスクがあり、特別勘定の運用実績（株価や債券価格の下落、為替の変動など）により積立金額などが変動（増減）します。さらに、ご契約を解約・減額する際には、所定の解約控除がかかります。したがって、この保険の積立金額、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、死亡給付金額および年金原資額は基本保険金額が最低保証されます。（ただし、「運用期間中年金支払移行特約」を付加して年金支払に移行する場合、特約年金原資額の最低保証はありません。）

* 投資リスク、解約控除についてはそれぞれP33、35をご参照ください。

保険金額などの削減

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

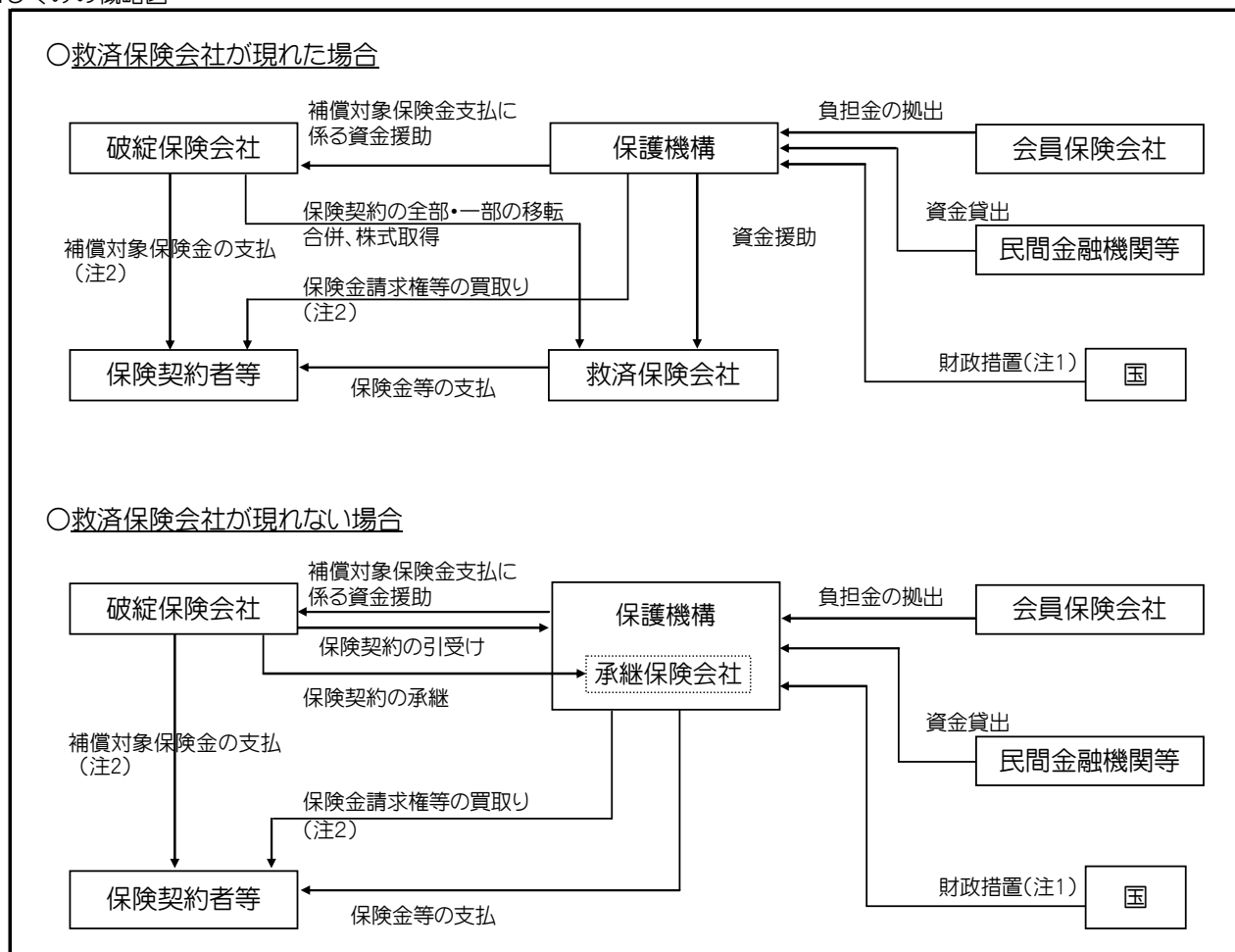
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

ご契約のお申込みの際の留意点

ご契約のお申込みの際にご留意いただきたいことがらはずつぎのとおりです。

① 申込書の記入

- 申込書は重要な書類です。保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でご記入ください。また、ご記入後は内容を十分お確かめのうえ、署名・押印をお願いします。

② 保険料などのお支払い

- 一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お支払いください。

③ お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

現在のご契約を解約、減額するときの不利益事項

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の利用目的

個人情報は、以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。

2 収集・保有する個人情報の種類

収集・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3 個人情報収集の方法

個人情報を収集するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4 個人情報の提供

当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- (4) 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「内部統制委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っています。

6 個人情報の開示・訂正等のご請求

個人情報について開示・訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、下記窓口までお問い合わせください。

お客さまサービスセンター

住 所 東京都品川区大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー

電 話 0120-876-126

営業時間 月曜日～金曜日【祝日、年末・年始などの休日を除く】9:00～17:00

商品のしくみ

年金原資保証型変額個人年金保険（14）

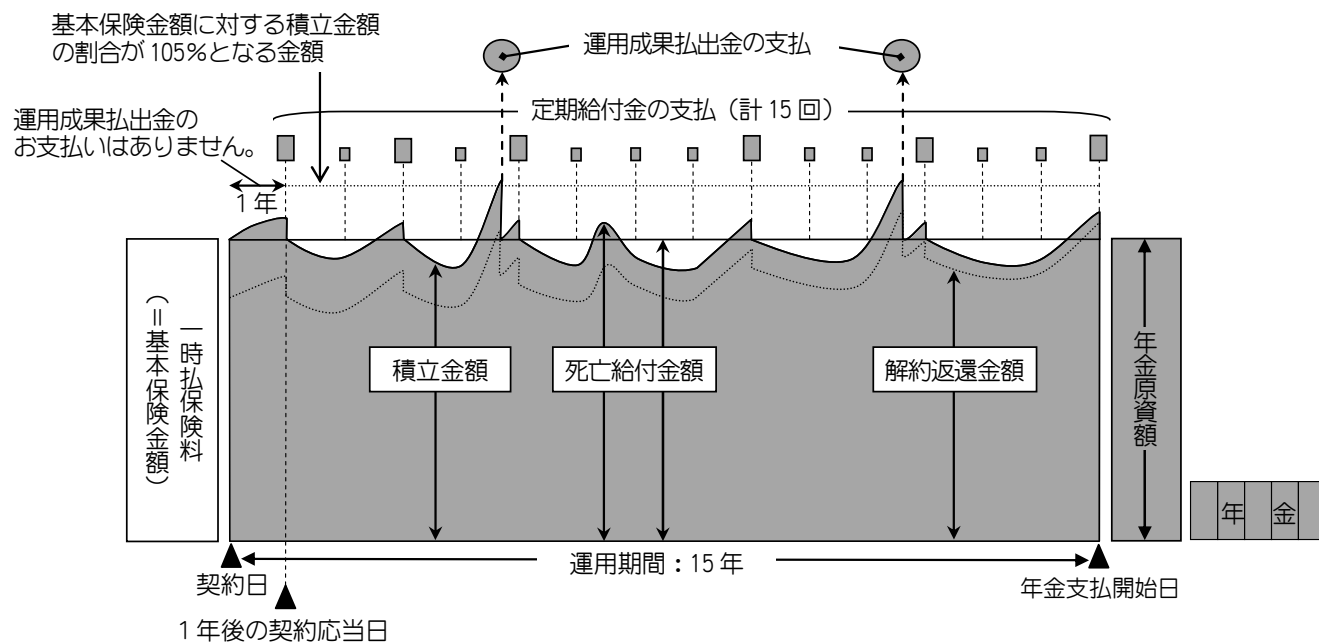
この保険は、年金支払開始日の前日まで資産の運用を特別勘定で行いながら、毎年定期給付金を支払い、一定の運用実績を達成した場合にはそのつど運用成果払出金を支払うもので、基本保険金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。



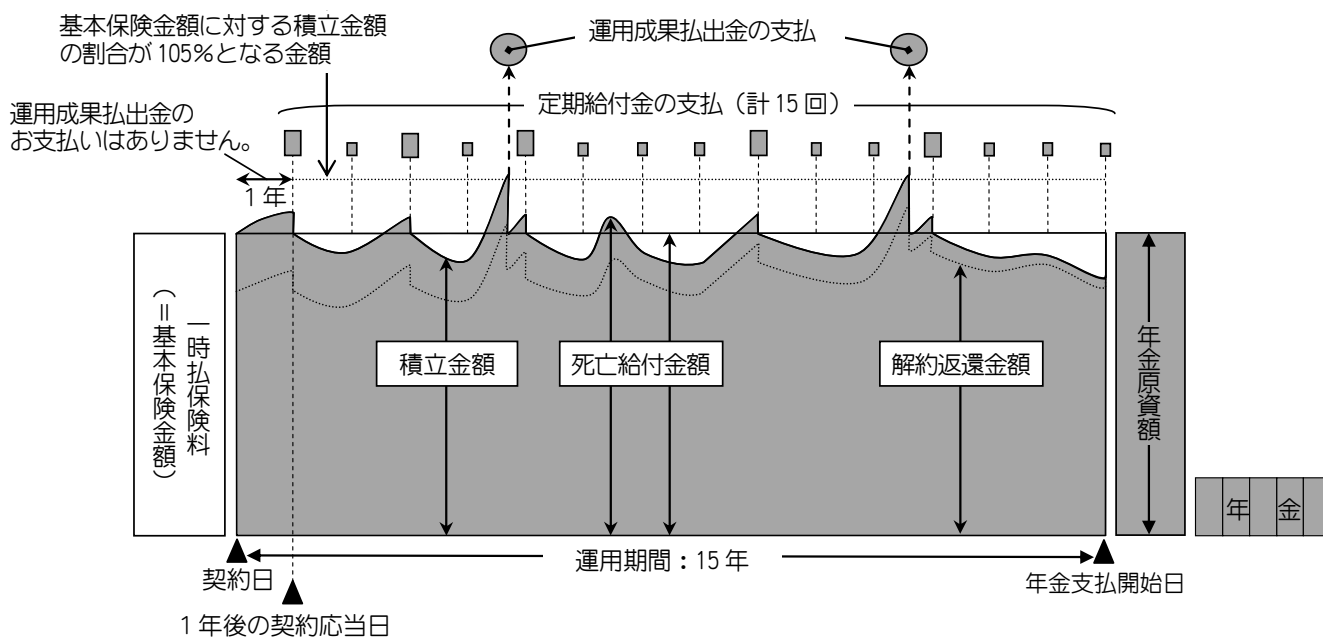
・この保険は生命保険であり、預貯金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図

●運用期間の満了日末の積立金額が基本保険金額を上回った場合



●運用期間の満了日末の積立金額が基本保険金額を下回った場合



1 積立金額などは運用実績により変動（増減）します

●この保険は、積立金額などが特別勘定の運用実績により変動（増減）するしくみの保険であり、運用期間は15年となります。



・資産は特別勘定で運用されますので、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などがその資産の運用実績により変動（増減）します。

② 年金原資額について、基本保険金額と同額が最低保証されています

- 年金額は、年金支払開始日の前日末における基本保険金額に基づいて定められます。
- 年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行い、年金支払期間中は年金額が変動せず一定となります。



- ・ 年金原資額が最低保証されるのは運用期間の満了時のみとなります。
- ・ 年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金支払開始日の前日末における基本保険金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算されますので、年金支払開始日まで確定しません。

③ 死亡給付金額について、基本保険金額と同額が最低保証されています

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した日末の基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額をお支払いします。

④ 定期給付金について

- つぎの①または②に該当した場合には、そのつど定期給付金をお支払いします。
 - ① 被保険者が運用期間中における契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日（以下「定期給付金支払日」といいます。）の前日の満了時に生存しているとき
 - ② 被保険者が運用期間の満了時に生存しているとき
- 定期給付金額は、それぞれの定期給付金支払日の前日末または運用期間の満了日末の積立金額、基本保険金額および最低保証定期給付金額に応じてつぎのとおりとなります。
 - ① 積立金額 < 基本保険金額 + 最低保証定期給付金額（※）の場合
最低保証定期給付金額（※）
 - ② 積立金額 ≥ 基本保険金額 + 最低保証定期給付金額（※）の場合
積立金額と基本保険金額との差額
- ※ 最低保証定期給付金額は、基本保険金額に契約日の性・年齢別に定まる最低保証定期給付率を乗じた金額となります。
- 定期給付金をお支払いする場合で、その定期給付金支払日の前日末または運用期間の満了日末の積立金額が基本保険金額を上回っているときは、その上回っている額と同額の積立金額が減少しますが、基本保険金額は減少しません。（積立金額が基本保険金額以下の場合は、定期給付金のお支払いによる積立金額の減少はありません。）

⑤ 運用成果払出金について

- 契約日の1年後における年単位の契約応当日から運用期間の満了日までにおいて、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達した場合（その到達した日を「運用成果確定日」といいます。）には、そのつど運用成果払出金をお支払いします。
- 運用成果払出金額は、運用成果確定日末の積立金額と基本保険金額との差額となります。
- 運用成果払出金をお支払いする場合は、その運用成果払出金額と同額の積立金額が減少しますが、基本保険金額は減少しません。



- ・ 運用成果確定日が定期給付金支払日の前日または運用期間の満了日と同日となる場合は、運用成果払出金のお支払いはありません。（被保険者の生存を条件として定期給付金をお支払いします。）
- ・ 特別勘定の運用実績によっては、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達せず、運用成果払出金のお支払いが一度もない場合があります。

⑥ 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります



- ・ この保険は、投資リスクがあり、特別勘定の運用実績（株価や債券価格の下落、為替の変動など）により積立金額などが変動（増減）します。また、ご契約を解約・減額する際には、所定の解約控除がかかります。したがって、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。（「運用期間中年金支払移行特約」を付加して年金支払に移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- ※ 投資リスク、解約控除についてはそれぞれP33、35をご参照ください。

⑦ 特別勘定について

- 特別勘定については、「特別勘定と資産運用」（P33）、「特別勘定のしおり」または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をお読みください。

⑧ その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。

運用期間中年金支払移行特約

この特約を付加することにより、運用期間中に、年金支払に移行することができます。

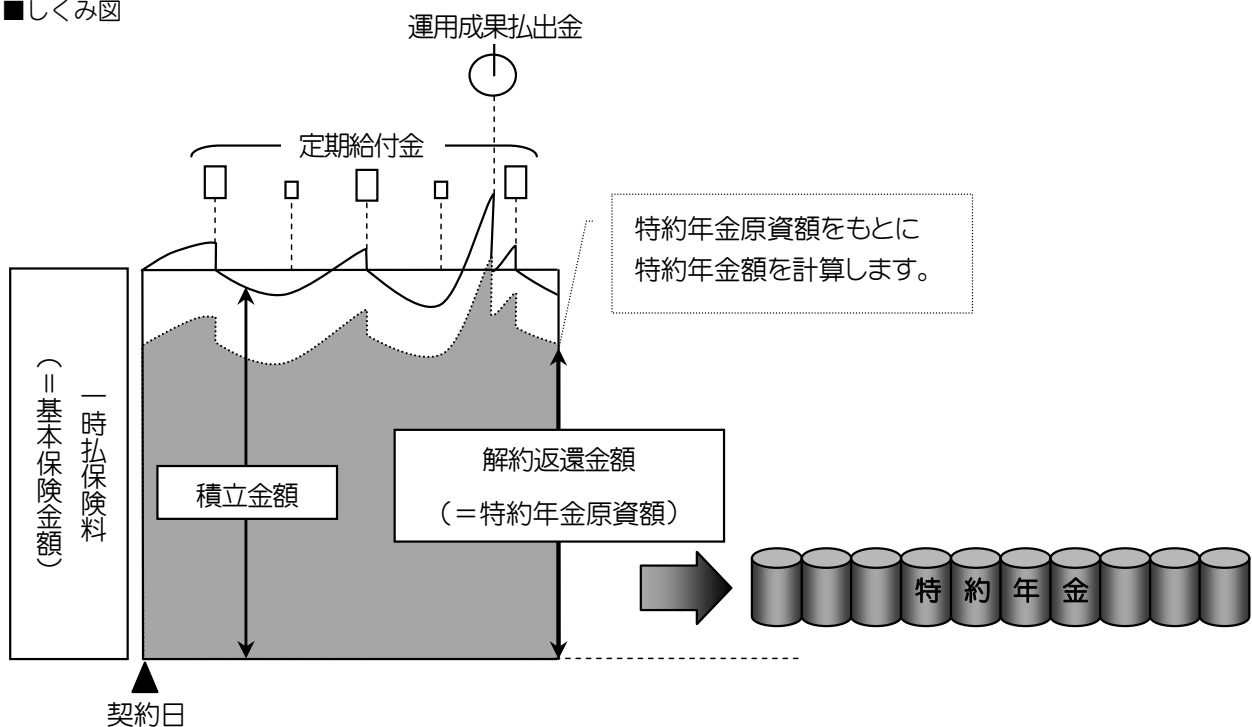
- この特約は、主契約の契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の種類は確定年金とし、この特約のお申込時に、3年、5年および10年の中から年金支払期間を保険契約者にご指定いただきます。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、この特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第2回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



- 特約年金額は、特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

- 特約年金額が30万円に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。
- 特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を選択することもできます。
- この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

■しくみ図



死亡給付金等の年金払特約

この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

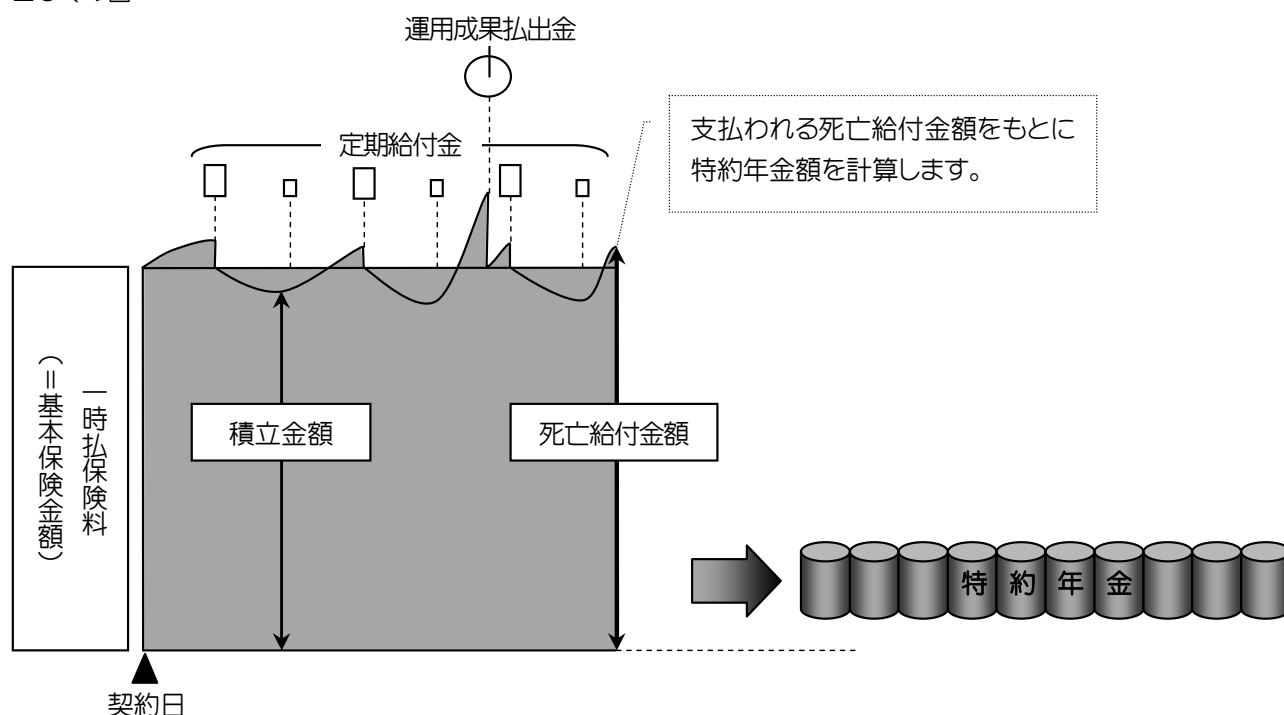
- この特約は、年金支払開始日前で、死亡給付金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に当社所定の回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回）から選択いただきます。また、死亡給付金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※）
- ※ 死亡給付金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が30万円に満たない特約年金受取人がいる場合で、変更後の回数により新たに計算した特約年金額が30万円以上となる場合は、その特約年金受取人にお支払いする特約年金の支払回数の変更を取り扱います。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は死亡給付金の支払事由が生じた日となります。第2回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、死亡給付金額を年金原資額として、死亡給付金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）

- 特約年金額が30万円（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ30万円とします。）に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金のお支払いにかえて、死亡給付金を一時金にてお支払いします。
- 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金のお支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）
- この特約の解約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

■しくみ図



「運用期間中年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」については、2015年5月現在のお取り扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

死亡給付金および年金などのお支払い

死亡給付金のお支払い

1 死亡給付金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	被保険者が死亡した日末のつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額 ②積立金額	死亡給付金受取人

2 死亡給付金等の年金払特約について

- 「死亡給付金等の年金払特約」【P16 をご参照ください】を付加することにより、死亡給付金について一時金にかえて、年金（特約年金）でお受け取りいただくことができます。

年金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価（※1）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※2））
	年金受取人が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価	年金受取人

※1 未払年金の現価のお支払いにかえて、残余年金支払期間分の年金を継続して受け取ることもできます。

※2 保険契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合に新たに年金受取人となる方（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

1 年金のお支払い

- 年金支払開始日以後は特別勘定での資産の運用は行わず、一般勘定において運用し、毎年所定の年金額をお支払いします。
- 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときには、年金を年金受取人にお支払いします。
- 年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を選択することもできます。

2 年金支払開始日における年金原資額の一時支払

- 年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金（第1回の年金を含みます。）のお支払いにかえて、年金原資額の一時支払を選択することができます。この場合、年金原資額を年金受取人にお支払いし、保険契約はそのお支払いを行ったときに消滅します。

3 年金額



- 年金支払開始日の前日末における基本保険金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて年金額が計算されます。したがって、ご契約時には将来受け取る年金額は定まっていません。

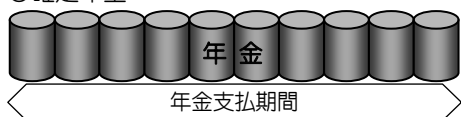
4 年金のお支払いを行わない場合について



- 年金額が30万円に満たない場合（※）および年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合は、年金のお支払いを行いません。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額を保険契約者にお支払いします。
- ※ 年金原資額、年金支払期間、年金受取開始時の市場環境などの状況によっては年金額が30万円に満たない場合があります。

5 年金の種類

○確定年金



* 年金支払期間 10 年の場合の例

- あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は3年、5年、10年から選択いただけます。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金支払期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

定期給付金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
定期給付金	つぎのいずれかに該当したとき ①被保険者が定期給付金支払日（※1）の前日の満了時に生存しているとき ②被保険者が運用期間の満了時に生存しているとき	それぞれの定期給付金支払日の前日末または運用期間の満了日末の積立金額、基本保険金額および最低保証定期給付金額（※2）に応じたつぎの金額 ①積立金額が基本保険金額および最低保証定期給付金額（※2）の合計額を下回っているとき 最低保証定期給付金額（※2） ②積立金額が基本保険金額および最低保証定期給付金額（※2）の合計額以上のとき 積立金額と基本保険金額との差額	保険契約者（※3）

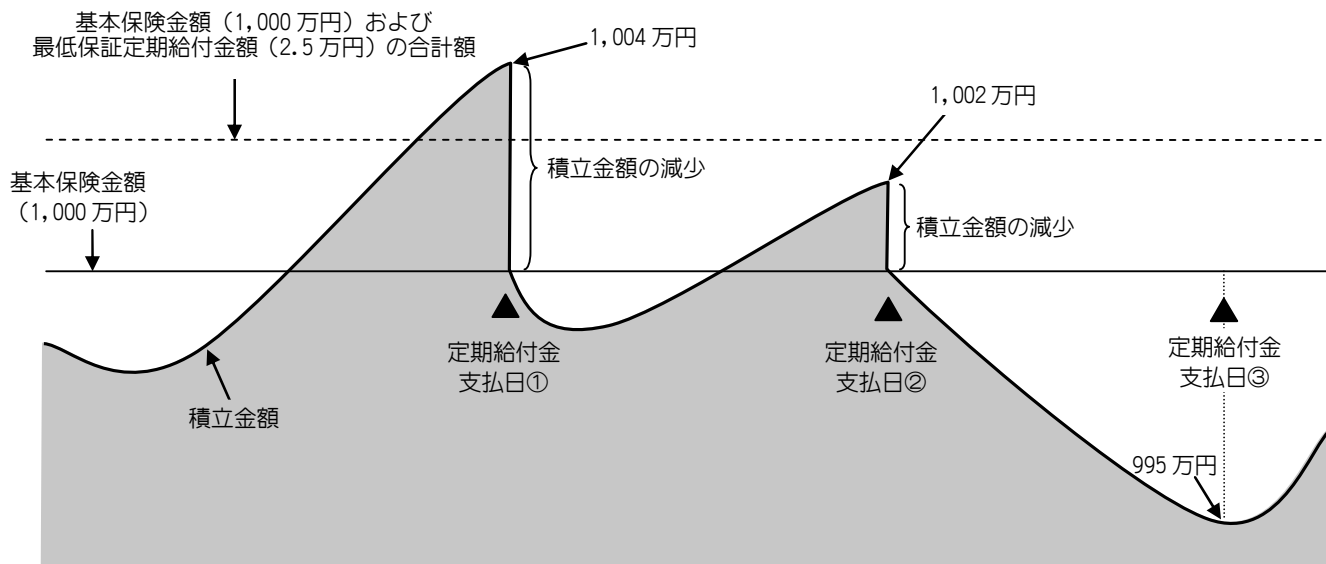
※1 定期給付金支払日は、運用期間中における契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日となります。

※2 最低保証定期給付金額は、基本保険金額に、契約日の性・年齢別に定まる最低保証定期給付率を乗じた金額となります。

※3 定期給付金の受取人を保険契約者以外に変更することはできません。

- 定期給付金をお支払いする場合で、その定期給付金支払日の前日末または運用期間の満了日末の積立金額が基本保険金額を上回っているときは、その上回っている額と同額の積立金額が減少しますが、基本保険金額は減少しません。（積立金額が基本保険金額以下の場合、定期給付金のお支払いによる積立金額の減少はありません。）
- 死亡給付金の支払事由の発生後も定期給付金が保険契約者に支払われていたときは、死亡給付金または積立金その他の返還金からその支払われていた定期給付金を差し引きます。

■定期給付金額などのイメージ図（基本保険金額が1,000万円、最低保証定期給付率が0.25%の場合）



●上記イメージ図におけるそれぞれの定期給付金支払日の定期給付金額、積立金額、基本保険金額はつぎのとおりとなります。

	定期給付金支払日①	定期給付金支払日②	定期給付金支払日③
定期給付金額	4万円	2.5万円(最低保証定期給付金額)	2.5万円(最低保証定期給付金額)
定期給付金支払前の積立金額	1,004万円	1,002万円	995万円
定期給付金支払後の積立金額	1,000万円	1,000万円	995万円(変更なし)
定期給付金支払後の基本保険金額	1,000万円(変更なし)	1,000万円(変更なし)	1,000万円(変更なし)



・定期給付金が源泉分離課税の対象となる場合は、お受取額は税控除後の額となります。

運用成果払出金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
運用成果 払出金	契約日の1年後における年単位の契約応当日から運用期間の満了日までにおいて、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達した（※1）とき	運用成果確定日末の積立金額と基本保険金額との差額	保険契約者（※2）

※1 その到達した日を「運用成果確定日」といいます。

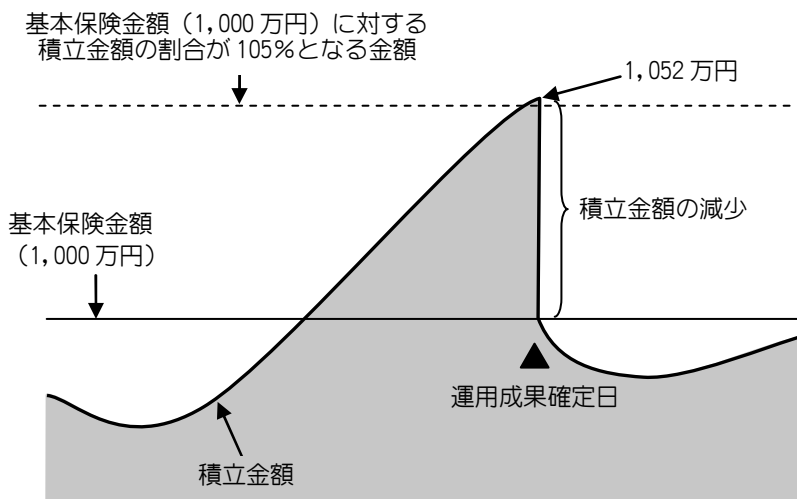
※2 運用成果払出金の受取人を保険契約者以外に変更することはできません。

- 運用成果払出金をお支払いする場合は、その運用成果払出金額と同額の積立金額が減少しますが、基本保険金額は減少しません。
- 死亡給付金の支払事由の発生後も運用成果払出金が保険契約者に支払われていたときは、死亡給付金または積立金その他の返還金からその支払われていた運用成果払出金を差し引きます。
- 運用成果払出金は、運用成果確定日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。



- ・運用成果確定日が定期給付金支払日の前日または運用期間の満了日と同日となる場合は、運用成果払出金のお支払いはありません。（被保険者の生存を条件として定期給付金をお支払いします。）
- ・特別勘定の運用実績によっては、基本保険金額に対する積立金額の割合が105%に到達せず、運用成果払出金のお支払いが一度もない場合があります。

■運用成果払出金額などのイメージ図（基本保険金額が1,000万円の場合）



■運用成果確定日における取扱い

○運用成果払出金額	52万円
○運用成果払出金支払前の積立金額	1,052万円
○運用成果払出金支払後の積立金額	1,000万円
○運用成果払出金支払後の基本保険金額	1,000万円（変更なし）



- ・運用成果払出金が源泉分離課税の対象となる場合は、お受取額は税控除後の額となります。

死亡給付金、年金および定期給付金をお支払いできない場合



- ・つぎの場合、死亡給付金、年金および定期給付金をお支払いできないことがあります。また、死亡給付金、年金および定期給付金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	免責・消滅事由	返還金の取扱い	
		金額	返還先
免責となる場合 (死亡給付金)	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき（※1）	被保険者が死亡した日末の積立金額	保険契約者
	②保険契約者の故意によるとき （①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した日末の解約返還金と同額	保険契約者
	③死亡給付金受取人の故意によるとき （①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した日末の積立金額（※2）	保険契約者
	④戦争その他の変乱によるとき	被保険者が死亡した日末の積立金額（※3）	保険契約者
ご契約が消滅する場合	⑤重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日末の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日末の解約返還金と同額。また、年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額	保険契約者 （年金支払開始日以後は年金受取人）
	⑥詐欺によるものとして、当社がご契約を取り消したとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑦死亡給付金の不法取得目的によるものとして、ご契約が無効になったとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡給付金をお支払いすることがあります。

※2 死亡給付金の一部の受取人の故意によるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額を保険契約者にお支払いします。

※3 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した日末の積立金額を下回ることはありません。）

■重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由⑤の内容）

- (1) 保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または年金、死亡給付金もしくは定期給付金の受取人が反社会的勢力（※4）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※5）を有していると認められるとき

※4 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※5 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または年金、死亡給付金もしくは定期給付金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

- (4) (1)～(3)のほか、当社の保険契約者、被保険者または年金、死亡給付金もしくは定期給付金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

* 上記に定める事由が生じた後に、年金、死亡給付金または定期給付金のお支払事由が生じていたときは、当社は年金、死亡給付金または定期給付金をお支払いしません。（(3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、年金または死亡給付金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金または死亡給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額）を保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）にお支払いします。）また、すでに年金、死亡給付金または定期給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

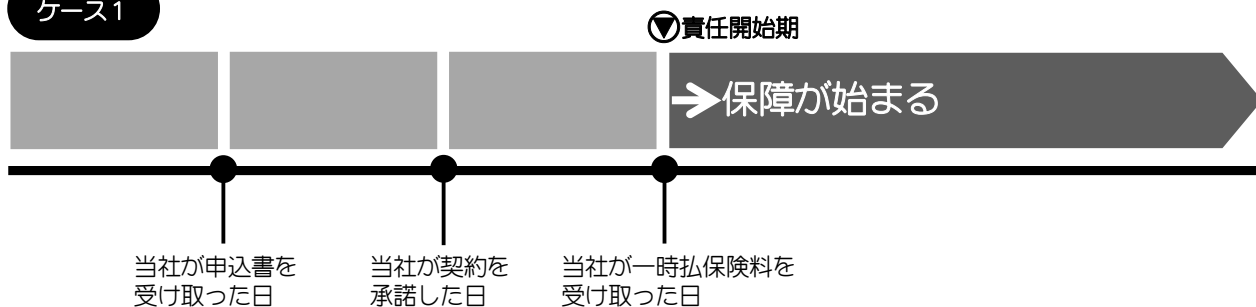
ご契約のお申込み後または死亡給付金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

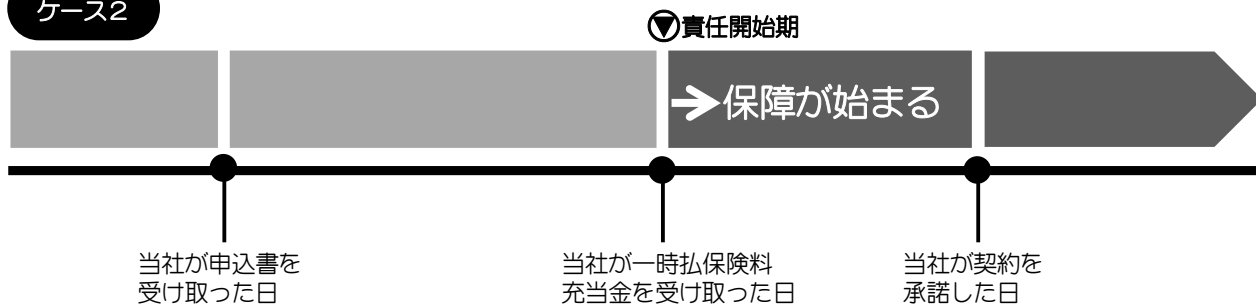
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

ケース1



ケース2



■一時払保険料の特別勘定による運用の開始時期について



- 当社は、当社の責任が開始される日から起算して8日後となる日または当社が保険契約の申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。（保有口数の算出日は当社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。）したがって、必ずしも一時払保険料をお払い込みいただいた日から起算して8日後となる日が、一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日になるとは限りませんので、ご注意ください。

■契約日について

- この保険の契約日は、当社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、契約日から解約返還金計算日までの年数（以下「経過年数」といいます。）に基づき、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額	
解約返還金計算日末の積立金額－解約返還金計算日の基本保険金額×解約控除率（※）	

※ 解約控除率は経過年数に応じて 8.0%～0.5%となります。詳細についてはP35 をご参照ください。

■ 積立金額および解約返還金額の例

- 基本保険金額が 1,000 万円の場合の例

経過年数	特別勘定の運用実績（年率）					
	－3.0%		0.0%		3.0%	
	積立金額 （万円）	解約返還金額 （万円）	積立金額 （万円）	解約返還金額 （万円）	積立金額 （万円）	解約返還金額 （万円）
1年	970	890	1,000	920	1,030	950
2年	940	865	1,000	925	1,030	955
3年	912	843	1,000	931	1,030	961
5年	858	799	1,000	941	1,030	971
7年	807	759	1,000	952	1,030	982
10年	737	705	1,000	968	1,030	998
15年	633	628	1,000	995	1,030	1,025

* 特別勘定の運用実績が一定のまま推移し、基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

* 「特別勘定の運用実績」は、お客さまにご負担いただく諸費用【P35 をご参照ください】を控除した後の数値としてしています。また、解約返還金額は、解約控除（基本保険金額×経過年数に応じた解約控除率）を積立金額から差し引いて計算しています。

* 例示の特別勘定の運用実績は、下限または上限を示すものではありません。したがって、－3.0%を下回る場合や 3.0%を上回る場合もあります。

* 積立金額および解約返還金額は、年単位の契約応当日の前日末（定期給付金をお支払いする前）の金額を例示しています。

* 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1 万円未満切捨てにより表示しています。

* 例示の特別勘定の運用実績の場合、運用成果払出金はありません。

基本保険金額の減額

年金支払開始日前に限り、基本保険金額を減額して、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。

基本保険金額を減額する場合は、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が 200 万円以上となることを要します。）

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に基本保険金額の減額の効力が生じます。

基本保険金額を減額した場合、減額した部分は解約したものと取り扱います。

請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とします。

減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日末の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、「解約と解約返還金」（P22）をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ② 死亡給付金受取人がこのご契約の死亡給付金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③ 上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡給付金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から 1 か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡給付金受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から 1 か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

* 解約の通知が当社に到着した時から 1 か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合は、上記取扱いはありません。

年金支払開始日の繰延べ

年金支払開始日の前日に、1回に限り、1年を限度として、年金支払開始日を繰り延べることができます。ただし、繰延べ期間の満了日は、被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

当社は、繰延べ前の年金支払開始日の前日末における基本保険金額と同額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます。）



- ・繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

繰延べ期間中の死亡給付金額および解約返還金額は、繰延べ後積立金額とします。

なお、繰延べ期間中は、繰延べ後積立金額の減額および「運用期間中年金支払移行特約」の付加は取り扱いません。また、定期給付金および運用成果払出金のお支払いはありません。

特別勘定の廃止に伴う積立金の移転

この保険では、ご契約時に指定した特別勘定を他の特別勘定に変更することはできません。

ただし、指定された特別勘定資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、当社は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の投資方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。

なお、特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日（移転日）の2か月前までに、保険契約者にその旨お知らせします。

特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日（以下「取引停止日」といいます。）から売買ができることとなった日（以下「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、下表のとおり取り扱います。この場合、当社の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、当社ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）にてお知らせします。
- 下表の取扱いに該当する保険契約者には、個別に通知します。

■お手続きの受付を停止し、すでに受け付けたお申出をなかったものとするもの

	特別勘定資産の売買ができない場合の取扱い	手続き再開時の取扱い
保険契約のお申込み	●取引停止期間中は、保険契約のお申込みの受付を行いません。 ●すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。	取引再開日から受付を再開します。
「運用期間中年金支払移行特約」付加のお申込み	●取引停止期間中は、この特約の付加のお申込みの受付を行いません。 ●すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。	

■お手続きを延期するもの

	特別勘定資産の売買ができない場合の取扱い
解約	●取引停止期間中も、解約のお申出の受付を行います。 ●ただし、取引再開日の翌営業日に解約されるものとします。この場合、その解約される日を解約返還金計算日とします。（※）
基本保険金額の減額	●取引停止期間中も、基本保険金額の減額のお申出の受付を行います。 ●ただし、取引再開日の翌営業日に減額されるものとします。この場合、その減額される日を解約返還金計算日とします。（※）

※取引再開日までに、保険契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。

- 取引停止期間中に、死亡給付金または定期給付金の支払事由が生じた場合で、特別勘定資産の正常な評価ができない場合は、当社が取得した取引停止日前の直近の価額に基づき特別勘定資産を評価し計算した積立金額を用いてお支払額を計算します。ただし、取引再開日末の特別勘定資産の価額により計算した積立金に相当する額（以下「積立金相当額」といいます。）が、そのお支払額の計算に用いた積立金額を上回る場合には、積立金相当額を用いて、お支払額を改めます。

保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、年金支払開始日以前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 年金受取人の変更

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- ただし、年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。
- 年金支払開始日以前に年金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
- 年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更手続きが行われていない間は、被保険者が年金受取人となります。

(3) 後継年金受取人の指定または変更

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 後継年金受取人は、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の血族である方のうちからご指定願います。（後継年金受取人は、1人の年金受取人に1人のみご指定できます。）

(4) 死亡給付金受取人の変更

- 保険契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
 - 死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の血族である方のうちからご指定願います。
 - 死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
 - 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
 - 死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。
- * 死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等となります。

A (夫) B (妻)
C (子) D (子)

(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡給付金受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ50%ずつ）となります。

* 死亡給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(5) 遺言による年金受取人の変更など

- 年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。
- 遺言による年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



- ・当社が年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更の通知を受ける前に、指定または変更前の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人に年金または死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に指定または変更後の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人から年金または死亡給付金の請求を受けても、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。

◆年金などの税法上の取扱い

- 年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

ご契約内容の変更手続き

1 年金支払期間の変更

- 年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には年金支払期間を変更することができます。
- 年金支払期間を変更する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

2 通信先の変更など

(1) 通信先を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- ・ 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- ・ 保険契約者名 ・ 新住所と電話番号 ・ 旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。



・ 通信先の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

3 保険証券の紛失または盗難の場合

- 保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、ただちにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

年金、死亡給付金または定期給付金のご請求方法

年金、死亡給付金または定期給付金の支払事由が生じた場合には、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類が必要です。

年金、死亡給付金または定期給付金の諸手続きに必要な書類は、普通保険約款および特約条項の別表1をご参照ください。

団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、別表1に記載の必要書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

年金、死亡給付金または定期給付金のお支払期限

年金、死亡給付金または定期給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

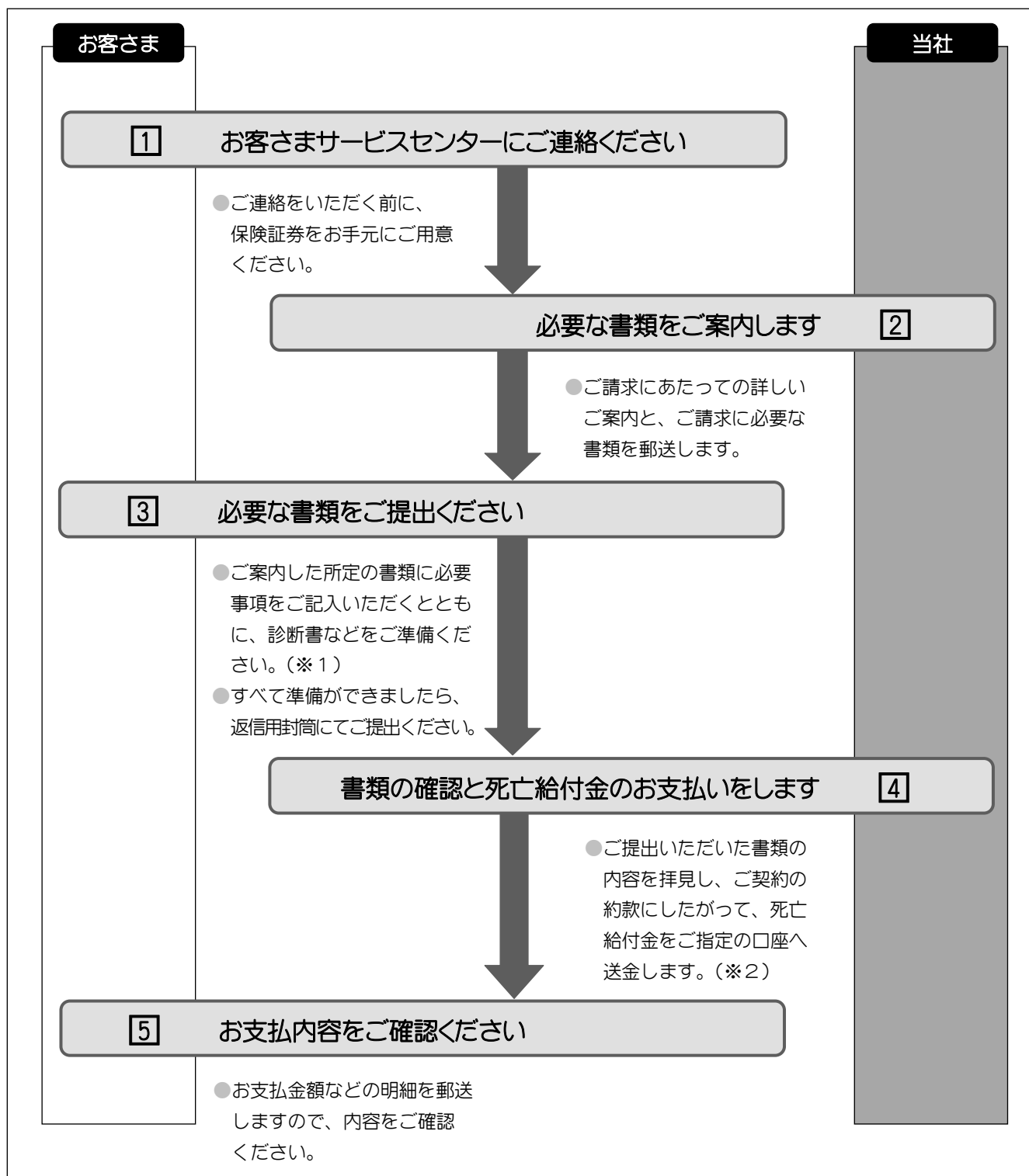
ただし、年金、死亡給付金または定期給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	年金、死亡給付金または定期給付金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	●お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ●免責事由に該当する可能性がある場合 ●不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ●弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ●研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ●保険契約者、被保険者または年金、死亡給付金もしくは定期給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ●日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日以内にお支払いします。



- ・年金、死亡給付金または定期給付金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者または年金、死亡給付金もしくは定期給付金の受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、死亡給付金または定期給付金をお支払いしません。

死亡給付金のご請求手続きの流れ



※1 ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※2 ご提出いただいた書類を拝見した結果、死亡給付金をお支払いできない場合【P20 をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認(医療機関などへの確認を含みます。)させていただくため、死亡給付金のお支払いまでに日数を要する場合【P28 をご参照ください】があります。

《ご照会先》
お客さまサービスセンター
フリーダイヤル：0120-876-126
営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く) 9:00～17:00

年金、死亡給付金または定期給付金の請求訴訟

年金、死亡給付金または定期給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

保険契約者への情報提供

保険契約者に、定期的にご契約内容および特別勘定の運用状況についてお知らせします。また、当社ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会をすることで、特別勘定の現況を確認することができます。

① ご契約内容の状況（特別勘定による運用期間中、年4回通知）

＊ 3月末、6月末、9月末、12月末のご契約状況をお知らせします。

つぎの項目を書面にて通知いたします。

- ・証券番号 ・保険契約者名 ・契約日 ・計算基準日 ・年金支払開始日 ・年金の種類
- ・基本保険金額 ・死亡給付金額 ・積立金額 ・解約返還金額 ・最低保証定期給付率

② 特別勘定の運用状況（特別勘定による運用期間中、年4回通知）

＊ 3月末、6月末、9月末、12月末の運用状況をお知らせします。

つぎの項目を書面にて通知いたします。

- ・特別勘定資産の内訳 ・運用実績

③ 特別勘定の現況

つぎの項目について、当社ホームページ（運用レポート・基準価額照会）にて閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会が可能です。

- ・特別勘定の運用概況 ・特別勘定の基準価額（毎日更新）

④ ご契約内容に関する照会

ご契約内容に関するつぎの項目のお問い合わせについては、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

- ・死亡給付金額、積立金額、解約返還金額

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。

- * 2037 年 12 月 31 日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して 2.1% を乗じた金額が追加的に課税されます。下記の記載内容は、これを加味しています。
- * ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いになりますのでご注意ください。

1 生命保険料控除

(1) 所得控除の取扱い

- 当年中（1 月から 12 月まで）にお払込みの保険料（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されます（※）ので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。
※ ただし、契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、契約日の属する年の控除の対象となります。
- 納税する人が保険料を払い込み、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。）
- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。（介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。）

(2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円

(3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
56,000 円超	一律 28,000 円

2 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い

(1) 年金の取扱い

所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。（※ 1）

- ※ 1 年金の一括払をした場合は、所得税（一時所得）（※ 2）＋住民税の扱いとなります。また、保険契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます。）、初回の年金は非課税となり、2 回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。
- ※ 2 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・保険契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途贈与税が課税されます。

(2) 死亡給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって、つぎのとおり課税の種類が異なります。

契約形態	契約例			課税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(3) 定期給付金の取扱い

定期給付金支払日の前日末または運用期間の満了日末の基本保険金額、積立金額、最低保証定期給付金額に応じてつぎのとおり取り扱われます。

① 積立金額 $\geq$ 基本保険金額 + 最低保証定期給付金額 の場合

課税の種類	
1 回目から 5 回目までの定期給付金の場合	6 回目から 15 回目までの定期給付金の場合
定期給付金額から必要経費(※)を差し引いた金額 について 20.315%源泉分離課税	定期給付金額から必要経費(※)を差し引いた金額 について所得税(雑所得) + 住民税

※ 「定期給付金額 $\times$ 一時払保険料 $\div$ 積立金額」とし、過去に必要な経費とした金額があればその金額を一時払保険料から差し引きます。

② 積立金額 $\leq$ 基本保険金額 の場合

定期給付金額と同額を必要経費とし、過去に必要な経費とした金額との合計額が一時払保険料をこえない限り課税されません。

③ 基本保険金額 $<$ 積立金額 $<$ 基本保険金額 + 最低保証定期給付金額 の場合

定期給付金額のうち、積立金額が基本保険金額を上回っている部分については①と同様に、それ以外の部分については②と同様に取り扱われます。

(4) 運用成果払出金の取扱い

運用成果払出金を受け取った場合は、つぎのとおり取り扱われます。

課税の種類	
契約日から運用成果確定日までの期間が 5 年以内の場合	契約日から運用成果確定日までの期間が 5 年超の場合
運用成果払出金額から必要経費(※)を差し引いた金額 について 20.315%源泉分離課税	運用成果払出金額から必要経費(※)を差し引いた金額 について所得税(雑所得) + 住民税

※ 「運用成果払出金額 $\times$ 一時払保険料 $\div$ 運用成果確定日末の積立金額」とし、過去に必要な経費とした金額があればその金額を一時払保険料から差し引きます。

(5) 年金原資額の一時支払の取扱い

年金原資額の一時的支払をした場合は、つぎのとおり取り扱われます。

契約形態	課税の種類
年金受取人と保険契約者が同一人	年金原資額から必要経費(※1)を差し引いた金額について 所得税(一時所得)(※2) + 住民税
年金受取人と保険契約者が別人	年金原資額について贈与税

※1 「一時払保険料 - 過去に必要な経費とした金額」とします。

※2 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(6) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

課税の種類	
契約日から 5 年以内の解約・減額の場合	契約日から 5 年超の解約・減額の場合
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得)(※) + 住民税

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・ここに記載の税務上の取扱いは 2015 年 5 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

特別勘定と資産運用

特別勘定

この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため当社は、特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

ご契約の際、保険料を繰り入れる特別勘定をご指定いただきます。なお、契約成立後は、指定された特別勘定を変更することはできません。

特別勘定に繰り入れられた保険料は、個々の特別勘定ごとに運用され、特別勘定の資産から保険契約関係費などの諸費用【詳細はP35をご参照ください】を差し引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。

保険契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。



- ・特別勘定の資産運用においては、株価や債券価格の下落、為替の変動などによる相応の投資リスクも負うこととなります。したがって、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります。
- ・この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに保険契約者に帰属することとなります。特別勘定における資産運用の成果が保険契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者が保険契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

特別勘定群

この保険では、募集代理店ごとに1または2以上の特別勘定を有する特別勘定群が1または2以上設定されています。（給付内容が同一で、選択いただける特別勘定の種類が異なる商品があります。）

この保険に設定された他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、当社ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

投資リスク



- ・この保険は、日本・米国・欧州・新興国の株式、日本・米国・欧州の債券、米国・欧州のREIT（不動産投資信託）、商品（コモディティ）、米国のエネルギー関連MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。
- ・株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・特別勘定の主な投資リスクには、株価変動リスク、金利変動リスク、REIT（不動産投資信託）の価格変動リスク、商品（コモディティ）の価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、資産配分リスクなどがあり、特別勘定ごとにその他のリスクもあります。詳細については、「特別勘定のしおり」または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をお読みください。

特別勘定における資産運用

1 特別勘定の評価方法

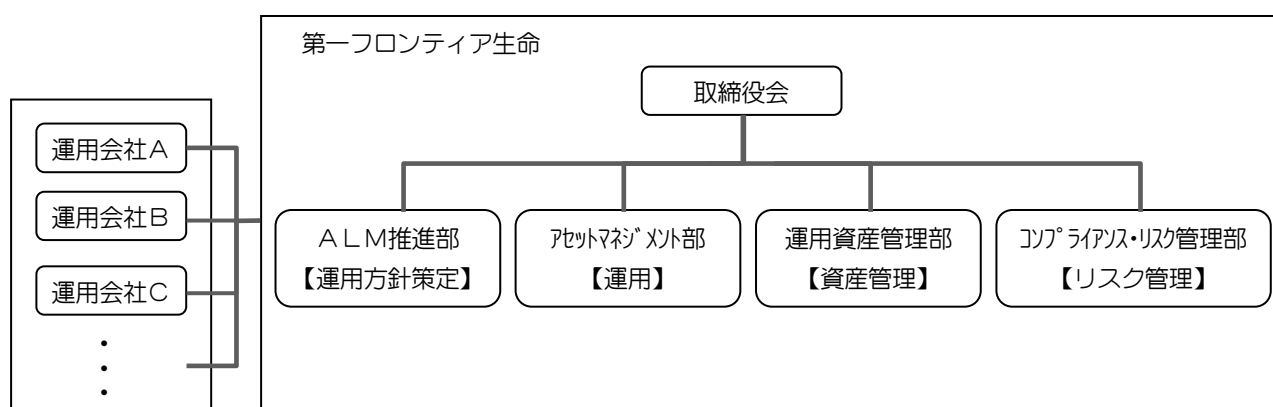
- 特別勘定の評価は毎日行い、その成果を積立金に反映させます。
- 特別勘定の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

運用対象	評価方法
国内外の株式および公社債	時価評価
国内外のその他の有価証券	時価評価
貸付金	原価法
コールローンおよび預貯金	原価法
為替予約、先物、オプション取引などのデリバティブ取引	時価評価（評価差額を損益に計上）

* 外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

2 特別勘定の運用体制

- この保険に関する特別勘定の運用は、つぎの体制の下で実施します。（2015年5月現在）



* 運用体制については、将来、予告なく変更することがあります。

■運用プロセス

●運用方針の決定

ALM推進部が運用方針を策定し、取締役会にて運用方針を決定します。

●運用の実行

アセットマネジメント部の運用担当者は、決定された運用方針に則しつつ、保険契約者の指定に基づき、各運用会社の投資信託などを用いて運用します。

●資産管理

運用資産管理部は、特別勘定資産の管理、保全、評価を行います。

●リスク管理

リスク管理部門として独立して設置されたコンプライアンス・リスク管理部が、特別勘定資産の運用状況の監視・けん制を行います。

特別勘定の種類と投資方針

特別勘定の種類および投資方針については、「特別勘定のしおり」または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をお読みください。なお、特別勘定の種類と各特別勘定の投資方針については、将来変更することがあります。

また、資産運用関係費は、運用資産額の変動などの理由により、将来変更されることがあります。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の①特別勘定による運用期間中の費用と②年金支払期間中の費用の合計額となります。そのほか、特定のお客さまには、③ご契約の解約などの際の費用をご負担いただきます。

① 特別勘定による運用期間中の費用

基準価額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費	死亡給付金・年金原資・定期給付金の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して年率3.22%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費(※)	運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の純資産総額に対して年率 0.10% (税抜き)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※ 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2015年5月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

② 年金支払期間中の費用

年金支払期間中の毎年の年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費(年金管理費)(※)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる年金額に対して0.35%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2015年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金支払開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金支払期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

③ ご契約の解約などの際の費用

特別勘定による運用期間中の解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約などに必要な費用です。	基本保険金額に経過年数に応じた解約控除率(※)を乗じた金額	ご契約の解約などの際に積立金から控除します。

※ 解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	8.0%	7.5%	6.9%	6.4%	5.9%	5.3%	4.8%	4.3%	3.7%	3.2%

経過年数	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満
解約控除率	2.7%	2.1%	1.6%	1.1%	0.5%